

第 16 回 農業委員会総会 議事録

- 1 総会の月日 令和 6 年 10 月 4 日（金）午後 1 時 00 分から
- 2 現地調査 総会開会前 農業振興地域整備計画変更申請現地調査
- 3 総会の場所 南箕輪村役場 講堂
- 4 議 事
議案第 1 号 農地審議 農業振興地域整備計画の変更申請について
議案第 2 号 農地審議 農地法第 3 条関係（所有権移転）について
議案第 3 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法利用権設定各筆明細について
議案第 4 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法農地中間管理事業利用権設定各筆明細について
議案第 5 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法農地保有合理化事業について
- 5 協議事項
①農地利用状況調査（農地パトロール）の確定値について
②農地利用意向調査について
③農地利用調整会議について
④農地買受け・借受け農地希望について
⑤農地あっせん事業について
⑥中間期研修について
⑦その他
- 6 そ の 他
①地域計画について
②委員報酬について
③雇用調整助成金について
④当面の日程について
⑤その他

7 出席農業委員（11人）

堀 敬一	倉田明彦	征矢昌博	小林美晴
唐木義秋	原 聡美	太田和也	唐澤 忠
城田忠志	伊藤良夫	唐澤喜廣	

8 欠席委員

--	--	--	--

9 議事録署名委員

伊藤良夫	堀 敬一
------	------

10 出席農地利用最適化推進委員

酒井文代	菅家美果	酒井 明	唐澤英樹
------	------	------	------

11 出席事務局職員

事務局長	有賀正浩	事務局次長	清水栄子
事務局	山口美咲	農政係長	鈴木達也
事務局	小町谷 悠		

伊藤会長代理	<p>開会</p> <p>本日の出席状況でございますが、農業委員、農地利用最適化推進委員それぞれ、全員が出席されております。会議規則第6条の規定によりまして、半分以上の出席でございますので、農業委員会の総会成立でございます。ただ今から、第16回農業委員会の総会を開会致します。</p>
唐澤会長	<p>会長挨拶</p>
事務局長	<p>会議規則第4条の規定により、以降、唐澤会長に議長となつていただき進行願います。</p>
議長	<p>議事録署名委員を指名します。</p> <p>本総会の議事録署名は、伊藤良夫委員と堀敬一委員を指名します。</p>
事務局	<p>1 報告事項</p> <p>①農地法第3条の3の規定による届出について報告</p>
議長 委員一同	<p>6件 20筆</p> <p>報告事項①につきまして、質問・ご意見等ございますか。</p> <p>(特になし)</p>
議長	<p>質問等なければ、報告事項① 農地法第3条の3の規定による届出につきまして、受理するという形でよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>それでは、報告事項① 農地法第3条の3の規定による届出について、番号6-30から番号6-35まで、6件20筆を受理と致します。</p>
事務局	<p>続いて、報告事項の②につきまして、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>②農地法第18条の規定による合意解約通知について報告</p>
議長	<p>2件 5筆</p> <p>報告事項②、こちらは合意解約通知についてであります。それぞれ、農地法第3条による所有権移転のために貸借契約を解約するというものでございます。ご意見等ございますか。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議長	<p>ご質問等ないようでしたら、報告事項② 農地法第18条の規定による合意解約通知について、受理したいと思っておりますがよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>では、番号6-14と番号6-15、報告事項②の2件5筆についてを、受理と致します。</p>
	<p>報告事項は以上となります。</p>

<p>議 長 事 務 局</p>	<p>2 議事 議事に移ります。 議案第1号 農地審議 農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題と致します。</p>
<p>議 長 酒井文代委員</p>	<p>朗読 上程 議案第1号 2件 2筆 はい。では、議案第1号の除外No.1、除外No.2の案件につきまして、地区担当の酒井文代委員からの説明を2件合わせてお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。まず、除外No.1の案件、こちらにつきましては、現地を見ていただいた通り、また資料にある地図の通りです。選定条件である500㎡以上の土地といいますと、他にも [REDACTED] ありますが、そちらは道路に面しておらず、水道もありませんので、住宅を建てるのであればこの土地になるのではないかと思います。お隣には [REDACTED] お宅もあり、そちらの土地に接続道路をつけ、水道もそちらから引くことになっています。周囲は申請者 [REDACTED] がお住まいになっている場所になりますので、特に問題はないかと思っております。続いて、除外No.2についてですが、こちらは資料の19ページにある地図をご覧ください。候補地として挙げたこちらの土地は申請者の [REDACTED] ご実家になりますが、現在のお宅は、地図の通り、 [REDACTED] 水路の関係で夏は涼しいのですが、冬は寒さが厳しい場所になります。宅地の周りに水路が分かれて引かれている所となりますので、荒天時の増水等を考えますと、こちらの建替や増築、敷地内に新築することは非常に厳しいと思います。また、申請地となる農地は道路よりも高い位置にありまして、道路南側の宅地への水漏れが今年も何度も起きていました。この申請地が宅地になれば、その水漏れの心配もなくなるかと思います。こちらの申請地を分筆し、北側は農地として残して耕作も考えているようですので、こちらも特に問題はないのではないかと思います。宜しくお願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>酒井委員から補足説明をいただきましたが、ひとつお訊きしたいと思います。除外No.1については合併浄化槽、除外No.2については下水道への接続となっています。どちらも同じ地区になるかと思いますが、この違いを教えてください。</p>
<p>農政係長</p>	<p>基本的に、村の下水道計画では農振地域には下水道を整備しないということになっておりますので、この除外No.1の申請地周辺には元々、下水道が整備されていません。ですので、この隣地となる土地の住宅も同様ですが、こちらについては合併浄化槽での汚水処理となっています。除外No.2の申請地については、申請地の東側に住宅があり、村の計画で既に下水管を引いていますので、その前面道路に面した土地となる除外No.2の申請地については、村営下水道への接続が可能となっている形です。ですので、除外No.1については合併浄化槽での処理、除外No.2については下水道への接続</p>

<p>議 長 委員一同 議 長</p>	<p>という違いが出ていることとなります。 ありがとうございました。他に皆さんから質問等ございますでしょうか。 (特になし) よろしいですか。では、この案件については挙手による採決ということをお願いしたいと思います。この除外No.1につきまして、除外はやむを得ないと認める方の挙手をお願いします。</p>
<p>委員一同 議 長</p>	<p>(挙手全員) はい。全員の挙手をいただきました。よって、全員賛成ということとなります。農業委員会の意見としては、この除外No.1の案件については「除外はやむを得ない」と致します。続いて、除外No.2の案件でございますが、こちらについても、既に補足説明をいただいています。皆さんから、ご質問等ございましたら、お願い致します。</p>
<p>唐木義秋委員</p>	<p>除外No.2について、3種農地でありますので良いとは思いますが、ひとつ疑問を述べさせていただきます。この申請をするにあたり、候補地として、地目が宅地となっている土地を挙げています。面積として400㎡ほどの土地をお持ちで、しかしながら、災害の危険があるということで選定されなかったという説明を受けました。けれども、この災害の危険という判断は、「急傾斜地であるために住宅を建ててはいけない」という公的な判断がなされている土地となっているものなのではないでしょうか。宅地があるならば、宅地を使っただけでなく、個人的にはそう思っています。所有する宅地があるにもかかわらず、その場所には家を建てない。農地を削り、宅地に変えていく行為が良いのかどうか。農業委員会としては、その点をきちんと判断することが求められているのではないのでしょうか。これから決をとると思いますが、農地を守るという意味から言えば、基本的には、宅地があるならばその土地に家を建ててください、除外はできません、と判断されて然るべきではないのでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>酒井委員にお訊きします。この選定から外れた候補地の③と④の土地は、家を建てることに適しているのでしょうか。水が出るという話をされましたよね。</p>
<p>酒井文代委員</p>	<p>資料の14ページ、申請理由書にも記されていますが、この宅地の四方を水路が囲んでいるような土地になります。過去にも、豪雨の際には浸水の被害もあったようで、1メートル幅の轟々と水が流れる川があり、20cmも掘れば水が湧き出してくるようです。また、XXXXXXXXXX山を背にする状態ですし、現在は2世帯でお住まいではありますが、作業場や駐車場などもあって3世帯では手狭になりますので、③や④の土地で建て直しをするよりも、この申請地の方が災害もなく良いのではないかと判断しました。農振エリアではありますが、申請地だけではなくその周辺も見ましても、下水が通っている箇所、隣家と接しているような農地については、農振を外して住宅を建設するに至るのは致し方ないのではないかと思います。</p>

<p>唐木義秋委員 酒井文代委員 倉田明彦委員</p>	<p>っています。 この候補地③と④の宅地には、家が建っているのですか。</p>
	<p>はい。ほぼ、敷地いっぱい使われています。</p>
<p>農政係長</p>	<p>この③と④の場所は、私も存じていますが、酒井委員の言う通りの土地です。この土地を選定から外すのは致し方ないと思います。このような事例の場合は、時間は多少掛かってしまいますが、図面だけではなく現地を確認することが必要かと思えます。</p>
<p>唐木義秋委員</p>	<p>文章だけでなく、図面の方にも家の図を加えるなど解りやすいように工夫をすれば、混乱させずに済んだかもしれません。申し訳ありません。唐木委員から質問のありました、先程の、公的に災害の危険があると判断されているかどうかという点ですが、確認したところ、土砂災害区域に③と④の土地自体は含まれてはいませんが、④の筆の南境近くまでは地すべり危険区域に入っています。エリアに含まれてはませんが、隣接しているという状態です。</p>
<p>事務局長</p>	<p>事情は解りました。では、ここに家が建っていなかった場合、この土地が第一の候補として選定されるのかどうかをお訊きしたいです。「家を建てるならばこの土地にしてください」となるのかどうか。加えて、ハザードマップからは外れてはいるけれども、危険な場所と隣接している為に選定から外すということが可能だと判断されるのか、制度上はどうなるのでしょうか。</p>
<p>議長 委員一同</p>	<p>住宅の建てられていない宅地が選択肢としてあるのであれば、まずはその宅地を選定していただく形となります。また、建物が無いその土地が急傾斜地等、災害が予想されるエリアの近くであった場合ですが、こちらとしては、農地を守るという立場上、なるべく農地ではない土地を選定していただくように促す形にはなりますが、危険を常に感じながら暮らすことを強制できるものではありませんし、その基準はありません。最終的には、委員さん、農業委員会での判断ということになります。そのような状況であれば、倉田委員の仰った通り、現地確認を行う判断をすべきかと思えます。今後は、図面へ建物を記載するなど、更に解りやすい資料作成に留意したいと思っています。</p>
<p>議長 委員一同</p>	<p>はい。除外No.2につきまして、他にご意見等ございますか。 (特になし)</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいでしょうか。では、この除外No.2の案件につきまして、除外はやむを得ないと認める方の挙手をお願いします。 (挙手全員)</p>
	<p>はい。全員の挙手をいただきました。よって、全員賛成です。農業委員会の意見としては、除外No.2の案件につきましても、「除外はやむを得ない」と致します。 議案第1号は以上となります。続いて、議案第2号 農地審議 農地法第</p>

事務局	3条関係（所有権移転）についてを議案と致します。事務局から説明をお願い致します。
議長	朗読 上程 2件 5筆
委員一同	はい、ありがとうございます。こちらの議案第2号 番号6-13、番号6-14の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限により、伊藤良夫委員は審議に参加できませんのでよろしくようお願い致します。それでは、皆さんからご質問等ございましたら、お願いします。
議長	(特になし) こちらについては、先程の報告事項②の合意解約の案件で受理と致しましたけれども、[REDACTED]二人の譲渡人から[REDACTED]それぞれの土地を取得する案件です。質問等ないようでしたら、こちらの2案件を可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	はい。それでは、議案第2号 番号6-13、番号6-14の案件を可といたします。
事務局	続いて、議案第3号の審議に移ります。
議長	議案第3号 農地審議 農業経営基盤強化促進法 利用権設定各筆明細についてを議案と致します。
事務局	朗読 上程 2件 9筆
議長	はい。議案第3号 利用権設定各筆明細、番号6-70、番号6-71について事務局から説明いただきましたけれども、ご質問等ありますでしょうか。
委員一同	(特になし)
議長	よろしいでしょうか。番号6-70は[REDACTED]から[REDACTED]、番号6-71は[REDACTED]から[REDACTED]への利用権設定だということですので。質問等ないようでしたら、議案第3号、こちらの2案件を可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	はい。それでは議案第3号 番号6-70と番号6-71の2案件を可と致します。
事務局	続きまして、議案第4号に移ります。
議長	議案第4号 農地審議 農業経営基盤強化促進法 農地中間管理事業利用権設定各筆明細についてを議題と致します。
事務局	朗読 上程 1件 7筆
議長	はい。事務局から説明があった通りですが、中間管理機構を利用した利用権設定でございます。皆さんからのご質問・ご意見ございますか。

委員一同 議 長	(特になし) 質問・ご意見等なければ、こちらの案件についても可とする形でよろしいでしょうか。
委員一同 議 長	(異議なし) はい。それでは議案第4号 番号6-72を可と致します。続いて、議案第5号となります。
事務局	議案第5号 農地審議 農業経営基盤強化促進法 農地保有合理化事業についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。
議 長	朗読 上程 4件 13筆
議 長	はい。農地保有合理化事業について、番号6-73については、 から へ売り渡すということで、事務局にて対応していただいた案件でございます。皆さんからご質問等ございますか。
委員一同 議 長	(特になし) では、こちらの案件については、可としてよろしいでしょうか。
委員一同 議 長	(異議なし) では、議案第5号 番号6-73については可としたいと思います。続く、番号6-74について、担当の唐澤英樹委員から補足説明ございますか。
唐澤英樹委員 議 長	特にありません。 はい。 から への売渡しの案件ですが、こちらについても可としてよろしいでしょうか。
委員一同 議 長	(異議なし) はい。では番号6-75、 から への売渡しですが、唐澤英樹委員、堀敬一委員、補足説明ありますか。
唐澤・堀両委員 議 長	ございません。 では、番号6-75についても可としてよろしいでしょうか。
委員一同 議 長	(異議なし) はい。可とします。次の番号6-76、 から への売渡しです。唐澤英樹委員、補足説明はありますか。
唐澤英樹委員 議 長	ありません。 それでは、番号6-76について、可としてよろしいでしょうか。
委員一同 議 長	(異議なし) はい。では、こちらも可とし、議案第5号につきましては、4案件すべてを可として進めてまいりますので、宜しく願いいたします。
事務局	議事については以上となります。 3 協議事項 ①農地利用状況調査（農地パトロール）の確定値について ・8月19日から8月29日までの期間で実施した「農地パトロール」につ

<p>議 長</p>	<p>いて、その後、9月17日までに草刈りの実施等、改善が見られた土地を除き、再度集計した結果を今年度の確定値として報告。尚、速報値からの数値に変化はなかったが、改めて各判定の筆数、面積等の詳細について説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補足説明をする。 <p>確定値でありますのでご確認いただきたいと思いますが、そうは言いましても、農業委員会としては遊休農地解消という役目があります。極力、荒廃した農地を減らしていけるよう、皆さんの活動努力をお願いしたいと思います。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>②農地利用意向調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地利用状況調査（農地パトロール）の結果を受けて実施する、遊休農地判定を行った農地の利用意向調査について、土地所有者への通知文書の様式等、詳細を説明。今年度からの新しい取り組みとして、委員手書きのコメントを通知に封入する旨を案内。各委員へは、それぞれの所有者へのコメント記入を依頼。 ・村内在住の土地所有者へは委員それぞれで直接通知、村外在住者へは事務局にて発送対応とする。 ・10月26日（土）に開く「農地相談会」への参加を促すため、早めにコンタクトを取っていただくよう、委員へ案内。
<p>議 長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補足説明をする。 <p>11月15日（金）が回答の締め切りとなっています。期限までに回答がなかった場合についても、何かしら対応を考えなければいけません。農振部会を中心に検討をしていきたいと思いますが、いずれにしても、11月15日（金）までに回答して欲しいと、直接お会いできた方へはお話をさせていただきうようお願い致します。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>③農地利用調整会議について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域計画の話し合いの際に行った参加者へのアンケート結果を示し、同様の会議の場を設定して欲しいという旨の意見が、予想以上に多かったことを案内。その内容を踏まえ、農地の利用調整会議について、今後の地域計画の話し合いの中で行っていく案も提案。今後の農地利用調整会議の実施方法、開催をするかしないかも含めた協議を依頼。
<p>議 長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補足説明をする。 <p>利用調整会議の開催についての提案でございますが、どのような形が望ましいでしょうか。ご意見ございませんか。</p>
<p>唐木義秋委員</p>	<p>不具合が出ているなど、改善すべき点があるのであれば、それを盛り込んだ形で今まで通りに開催するのが良いかと思いますが、地域計画の策定やその事務作業に影響が出るようならば、優先順位として、まずは地域計画の策定を進め、利用調整会議は無理に実施しなくとも良いとも思っています。</p>

征矢昌博委員	す。
倉田明彦委員	私の場合は、どちらかと言えば開催していただきたいという意見です。農地を売りたい、逆に買いたいという希望を持つ人はいますので、それを途切れさせてしまわないように開催していただきたいです。また、購入希望者がどのエリアの土地を欲しているのか、どのあたりの土地を集約していきたいのか希望を確認するためにも、会議の規模や形など、内容は変えたとしても、利用調整会議自体は続けていただきたいと思っています。
太田和也委員	地域の農地をどのように永續していくのかという点を考えますと、これまでの実績もありますので、私としては続けていただきたいと思っています。開催が途切れていまいますと、所有者や耕作者、購入希望者の情報が得にくくなってしまうことにも繋がるので、できましたら開催して欲しいと考えています。
事務局長	耕作者の変更などで地域計画策定に影響が出るようであれば、今年度の地域計画の目標地図が完成した後、来年度以降に売買や貸借の手続きを進めていただくようにしたらいかがでしょうか。
唐木義秋委員	様々なご意見、ありがとうございます。この利用調整会議が始まった当初は、1月の開催でした。しかし、それでは農業者の方の耕作準備が間に合わないなどの意見があり、その後、11月開催に設定したという経緯があります。今回は、地域計画の策定が関係しておりますが、この地域計画については今年度中の策定と言いながらも、議会にも諮る必要がありますので、12月中、遅くとも1月には完成させなければならないと考えています。利用調整会議について、今年度中に開催するとなりますと、こちらにも準備が1ヶ月は必要となりますので、来年1月末頃を目途に開催という予定であれば、事務局としても可能ではないかと考えています。農業者の皆さんには申し訳ないのですが、太田委員のご意見のように、4月以降の手続きということでご納得いただけるのであれば、1月開催の予定で計画してみたいと思います。利用調整会議は村独自で始めたものでありますが、地域計画の策定は、法的にも必ず行わなければならないものですので、まずは地域計画の策定に向けて事務局の作業を集中させていただき、その後、1月末頃に利用調整会議を開催するという流れではいかがでしょうか。
議 長	利用調整会議の場も人と会って話をする良い機会とはなりますが、毎月の農業委員会総会の席でも、農地の売買・貸借希望の情報というものは挙がってきます。この情報を総会の中で充実する形にさせていただいて、利用調整会議に替えるという考えでも良いのではないのでしょうか。マッチングが難しく、相手が中々見つからないという案件については、その情報を纏めておいて擦り合わせるタイミングは必要かと思いますが、今回は、無理をして開催しなくても良いのではないのでしょうか。
	私としても、どのように纏めて良いか分かりませんが、地域計画の策定があるので1月の開催としたとしても、農業者に負荷が掛かりますし、こち

<p>事務局 議長</p>	<p>ら側の都合だと言われてしまうかもしれません。やはり個人的には、年に一度会議を開くのではなく、毎月、事務局から提供された情報を元に、その都度、臨機応変にそれぞれの農業委員が対応していくことが本来かと考えています。情報を貯めておいて一年に一度、人を集めて提供するという利用調整会議の使命は果たしたのではないかと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議の結果、今年度の利用調整会議の開催については事務局一任とし、時期を見て再度、事務局から協議事項として提案することです承。 <p>④農地買受け・借受け希望について（別添資料）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに申し出のあった希望者について、事務局作成のリストを提示。新規1件の詳細について説明。 ・補足説明をする。 ・リストについては前回までのものではなく、最新のものを利用していただくよう案内。
<p>事務局 議長</p>	<p>⑤農地あっせん事業について 1件 2筆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん選定調書について説明をする（会議資料P.36～P.38） ・補足説明をする。 ・協議の結果、全ての案件で特に問題はなさそうなため、可とし、あっせん事業を進めていくこととする。
<p>事務局 議長</p>	<p>⑥中間期研修について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修先を埼玉（東洋ライス）と平塚（全農）とし、12月12日（木）～12月13日（金）の2日間の日程で実施する中間期研修について、当日の走行ルートと周辺の施設を提示。他の見学場所等の協議を依頼。 ・補足説明をする。 ・協議の結果、宿泊場所・見学地については事務局一任とすることです承。
<p>事務局 議長</p>	<p>⑦その他 協議項目なし</p> <p>4 その他</p> <p>①委員報酬について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上伊那地域の市町村における、農業委員・農地利用最適化推進委員の報酬について、資料を提示。参考にさせていただくよう案内。 ・補足説明をする。 <p>②雇用調整助成金について</p>

<p>事務局</p> <p>議長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに 50 歳未満の就農希望者を雇用する農業法人等に対し、資金を助成する「雇用就農資金」について、農業会議から提供のあった資料を提示。詳細を案内。 ・10 月 15 日（火）から 11 月 15 日（金）の期間で事業実施希望者を募集している旨を説明し、希望者への案内を依頼。 ・補足説明をする。
<p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>③当面の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当面の日程について説明する。 ・補足説明をする。 ・委員それぞれで担当する部分について予定を確認いただくよう案内。 <p>④その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし
<p>議長</p>	<p>以上で議長の職を解かせていただきます。</p>
<p>伊藤会長代理</p>	<p>閉会</p> <p>以上を持ちまして、第 16 回南箕輪村農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>（午後 4 時 10 分 終了）</p>

以上、第16回農業委員会議事録に相違ない事を証明します。

令和6年10月29日

議長 唐澤喜廣

議事録署名委員 伴藤良夫

議事録署名委員 佐藤